障害学生支援会議に関する規程

令和5年3月7日 規 4 第 136 号

(準拠)

第1条 東京電機大学障害学生支援規程第3条に基づき本規程を定める。

(目的)

第2条 障害のある学生からの支援の申し出に対し、その実施に伴う負担が過重でない範囲に おいて、教育効果と本人の意思を十分尊重した上で、関係部署と協議し、個別の支援内容を 策定することを目的として、東京千住キャンパス及び埼玉鳩山キャンパスに障害学生支援会 議(以下「支援会議」という。)を置く。

(構成)

- 第3条 支援会議は、事案に応じて、次の各項に定める者をもって構成する。
- 2 東京千住キャンパス障害学生支援会議
 - (1) 当該学生が所属する学科長・専攻主任
 - (2) 系列主任
 - (3) 学生支援センター教授・准教授
 - (4) 学生支援センター課長(学生厚生担当)
 - (5) 東京千住キャンパス事務部課長(教務担当)
 - (6) 健康相談室看護師
 - (7) 学生相談室カウンセラー
 - (8) その他当該学生が所属する学科長・専攻主任が必要と認める者
- 3 埼玉鳩山キャンパス障害学生支援会議
 - (1) 当該学生が所属する学系長・専攻主任
 - (2) 群主任
 - (3) 学生支援センター教授・准教授
 - (4) 理工学部事務部課長(学生厚生担当)
 - (5) 理工学部事務部課長(教務担当)
 - (6) 健康相談室看護師
 - (7) 学生相談室カウンセラー
 - (8) その他当該学生が所属する学系長・専攻主任が必要と認める者
- 4 構成員の任期は、各職務に在任する期間とする。
- 5 障害のある学生及びその保証人は、支援会議に出席し、申し出ている支援の要望について 述べることができるものとする。

(審議事項)

- 第4条 支援会議は、次の各号について審議する。
 - (1) 支援の申し出に関する事項
 - (2) 具体的な支援に関する事項
 - (3) 支援に係る関係部署の調整に関する事項
 - (4) 支援体制に関する事項
 - (5) 施設・設備の整備に関する事項
 - (6) その他障害のある学生の修学支援に関し必要と認める事項
- 2 前項の各号において審議した内容を当該学生が所属する学部長又は研究科委員長に報告及 び提案する。

(招集及び議長)

第5条 支援会議は学生支援センター課長(学生厚生担当)及び理工学部事務部課長(学生厚生担当)が招集し、その議長となる。

(事務局)

第6条 支援会議の事務局は学生支援センター (学生厚生担当) 及び理工学部事務部 (学生厚生担当) とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生支援センター運営委員会の議を経て、大学評議会において決 定する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。